



宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月 19 日 (木曜日) 第 2676 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 1	頁
○海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区…………… (水産政策課) 1	
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 4	

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 4	
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 194号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成27年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録特定行為事業者の登録

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
451000152	グループホームひなもり	小林市堤4380番地	社会福祉法人ときわ会	小林市堤4380番地	平成27年 1 月 19 日
451000153	介護付有料老人ホームマザーヒルズ	小林市堤3699番地12	社会福祉法人ときわ会	小林市堤4380番地	平成27年 1 月 19 日

宮崎県告示第 195号

漁業法 (昭和24年法律第 267号) 第11条第1項の規定により、海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成27年 3 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許予定日
平成27年 7 月 1 日
- 2 申請期間
平成27年 4 月 1 日から平成27年 4 月 30 日まで
- 3 免許期間
平成30年 8 月 31 日まで
- 4 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号	管理番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	地元地区
区第 17号	17号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市土々呂町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第 132号から 304度50メートルの点 イ 基点第 132号から15度 480メートルの点 ウ 基点第 132号から 329度 390メートルの点 エ 基点第 132号から 292度 200メートルの点 基点第 132号の位置は次のとおり 基点第 132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照	延岡市土々呂町 松原町 妙見町 楠津町

						<p>日本測地系 北緯32度30分35.225秒, 東経 131度41分19.296秒 世界測地系 北緯32度30分47.549秒, 東経 131度41分10.633秒</p>	<p>明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。</p>	
区第18号	18号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市鯛名町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第 133号から7度 130メートルの点 イ 基点第 133号から46度 266メートルの点 ウ 基点第 135号から20度40メートルの点 エ 基点第 134号から95度65メートルの点 基点第 133号、基点第 134号及び基点第 135号の位置は次のとおり 基点第 133号 延岡市鯛名町和田鼻東端</p> <p>日本測地系 北緯32度30分37.882秒, 東経 131度41分47.381秒 世界測地系 北緯32度30分50.207秒, 東経 131度41分38.714秒</p> <p>基点第 134号 延岡市鯛名町サカキケ浜東端</p> <p>日本測地系 北緯32度30分28.439秒, 東経 131度41分49.180秒 世界測地系 北緯32度30分40.765秒, 東経 131度41分40.513秒</p> <p>基点第 135号 延岡市鯛名町エビス鼻北端</p> <p>日本測地系 北緯32度30分28.231秒, 東経 131度41分57.782秒 世界測地系 北緯32度30分40.557秒, 東経 131度41分49.114秒</p>	<p>常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。</p>	延岡市鯛名町
区第19号	19-1号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市鯛名町地先	<p>次の基点第 136号、点ア、イ及び基点第 137号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 136号 延岡市鯛名町 698番地稲荷鼻東端に設置した標鋌 ア 基点第 136号から91度86メートルの点 イ 基点第 137号から91度62メートルの点 基点第 137号 延岡市鯛名町 698番地下鼻東端に設置した標鋌 基点第 136号及び基点第 137号の位置は次のとおり 基点第 136号 延岡市鯛名町 698番地稲荷鼻東端に設置した標鋌</p> <p>日本測地系 北緯32度30分26.140秒、東経 131度42分 5.298秒 世界測地系 北緯32度30分38.430秒、東経 131度41分56.630秒</p> <p>基点第 137号 延岡市鯛名町 698番地下鼻東端に設置した標鋌</p> <p>日本測地系 北緯32度30分15.883秒, 東経 131度42分 6.328秒 世界測地系 北緯32度30分28.210秒, 東経 131度41分57.660秒</p>	<p>常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。</p>	延岡市赤水町
	19-2号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市赤水町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第 138号から 253度25メートルの点 イ 基点第 138号から40度27メートルの点</p>	<p>常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に</p>	延岡市赤水町

					ウ 基点第 138号から 344度 159メートルの点 エ 基点第 138号から 307度 207メートルの点 オ 基点第 139号から 248度33メートルの点 カ 基点第 139号から 270度18メートルの点 基点第 138号及び基点第 139号の位置は次のとおり 基点第 138号 延岡市赤水町 526番に設置した標鋳 (日本測地系 北緯32度30分32.654秒, 東経 131度42分 6.489秒 世界測地系 北緯32度30分44.980秒, 東経 131度41分57.820秒) 基点第 139号 延岡市赤水町 567番地赤水神社前に設置した標鋳 (日本測地系 北緯32度30分28.024秒, 東経 131度42分10.529秒 世界測地系 北緯32度30分40.350秒, 東経 131度42分 1.860秒)	利用しなければならぬ。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	
19-3号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	延岡市赤水町地先	次の基点第 141号、点ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 141号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点第 141号 延岡市赤水町白浜千畳敷岩東側北端 ア 基点第 141号から 0度 100メートルの点 イ 基点第 140号から53度42分 119メートルの点 ウ 基点第 140号から 170度 183メートルの点 エ 基点第 140号から 159度45分 223メートルの点 オ 基点第 140号から 105度30分 225メートルの点 基点第 140号及び基点第 141号の位置は次のとおり 基点第 140号 延岡市赤水町丸山東端 (日本測地系 北緯32度31分16.832秒, 東経 131度42分10.859秒 世界測地系 北緯32度31分 4.509秒, 東経 131度42分19.529秒) 基点第 141号 延岡市赤水町白浜千畳敷岩東側北端 (日本測地系 北緯32度31分11.719秒, 東経 131度42分30.450秒 世界測地系 北緯32度30分59.395秒, 東経 131度42分39.122秒)	常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。	延岡市赤水町

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月19日から平成27年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
14	県道	佐土原国富線	東諸県郡国富町大字木脇字荒牧2902番3から同郡同町同大字同字29	旧	16.4～22.2	18.0
				新	16.4～30.8	18.0

			02番 1 地先まで		
--	--	--	------------	--	--

宮崎県告示第 197号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月19日から平成27年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
241	県道	延岡インター線	延岡市野田町6050番地先から同市	旧	27.0 ～ 109.5	517.0

		天下町 190 番 2 地先ま で	新	27.0 ～ 109.5	517.0
--	--	-------------------------	---	-----------------	-------

宮崎県告示第 198号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月19日から平成27年 4 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
14	県道	佐土原 国富線	東諸県郡国 富町大字木 脇字荒牧29 02番 3 から 同郡同町同 大字同字29 02番 1 地先 まで	平成27年 3 月19日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ蓑原店

都城市蓑原町8519番 1 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗の新設

平成26年10月 6 日

- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成27年 3 月19日から平成27年 4 月20日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高原高千穂土地改良区（高原町）から平成26年12月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成27年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成27年 3 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）

- 2 作業地域

県内全域

- 3 作業期間

平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月19日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 2 号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（受給資格証の交付等） 第10条 〔略〕	（受給資格証の交付等） 第10条 〔略〕 <u>2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあっては受給資格者氏名変更届（様式第 8 号の 2）に、住所又は居所を変更した場合にあっては受給資格者住所変更届（様式第 8 号の 2）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができな</u>

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)
第16条 受給資格者は、条例第10条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

(準用)

第22条 第7条、第9条前段、第12条第2項、第14条第1項及び第3項並びに第18条から第20条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第12条第2項各号を除く。）中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第5項」と、「失業認定申告書（様式第11号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第15号の2）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にとっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）」とあるのは「当該退職票又は当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第7条、第9条前段、第12条第2項、第14条第1項及び第3項並びに第18条から第20条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第12条第2項各号を除く。）中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第7項」と、「失業認定申告書（様式第11号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第16号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にとっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）」とあるのは「当該退職票又は当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の2）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職

いことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 知事は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第16条 受給資格者は、条例第10条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書（様式第13号の2）に受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。第11条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 [略]

(準用)

第22条 第7条、第9条前段、第10条第2項及び第3項、第12条第2項、第14条第1項及び第3項並びに第18条から第20条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第12条第2項各号を除く。）中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第5項」と、「失業認定申告書（様式第11号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第15号の2）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にとっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）」とあるのは「当該退職票又は当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第7条、第9条前段、第10条第2項及び第3項、第12条第2項、第14条第1項及び第3項並びに第18条から第20条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第12条第2項各号を除く。）中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第10条第1項」とあるのは「条例第10条第7項」と、「失業認定申告書（様式第11号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第16号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第10条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にとっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）」とあるのは「当該退職票又は当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第24条 受給資格者又は条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の2）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進進着手当

手当支給申請書（様式第16号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第8号（第10条関係）

（表面）

[略]			
受給資格者	[略]		
	退職年月日	年月日	勤続期間
	求職年月日	年月日	年月
受給期間満了年月日	年月日		
[略]			

（裏面）

[略]

（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の3）に、就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号の4）に、同法第56の3第1項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第17号）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、又は同項第6号の規定による退職手当にあっては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）にそれぞれ受給資格証又は特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第8号（第10条関係）

（表面）

[略]			
受給資格者	[略]		
	退職年月日	年月日	退職事由
	求職年月日	年月日	勤続期間
受給期間満了年月日			年月日 年月
[略]			

（裏面）

[略]

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 10 条関係)
(表面)

受給資格者^{氏名}変更届
住所

支 給 番 号			
新 氏 名			
1 氏 名	フリガナ		
	新		
	旧		
2 住 所	新		
	旧		
3 生 年 月 日		年 月 日	
4 変 更 年 月 日		年 月 日	
<p>職員の退職手当に関する条例施行規則第 10 条第 2 項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ (印)</p> <p>宮 崎 県 知 事 殿</p> <p>支給番号 ()</p> <p>電話番号 ()</p>			
備 考			
	<table border="1"> <tr> <td>※口座名義変更確認欄</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>		※口座名義変更確認欄
※口座名義変更確認欄			

(日本工業規格 A 列 4)

（裏面）

注 意 事 項

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2 欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1 欄には記載しないこと。
- 3 3・4 欄の下の「（高年齢・特例）受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第14条関係)
(表面)

認定日時 月 日 時から 時まで

失 業 認 定 申 告 書

(該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。)

①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください) イ しない	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31						29	30	31				
②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
③失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。																
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。															
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容												
	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等															
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。															
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果										
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他												
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他												
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)															
④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他 ()														
	イ 応じられない															
⑤就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)													
		月 日より就職 (予定)														
イ 自営	月 日より自営業開始 (予定)															
職員の退職手当に関する条例施行規則第14第1項の規定により、上記のとおり申告します。 年 月 日																
宮崎県知事 (氏名) 殿				受給資格者番号 () 受給資格者氏名		(印)										
認定対象期間	～ 年 月 月	認定日数	日	※公共職業安定所記載欄	相談証明	取扱者印										

(日本工業規格 A 列 4)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のアに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のイの(オ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
様式第12号 (第15条関係) (表面)						様式第12号 (第15条関係) (表面)					
[略]						[略]					
②公共 職業 訓練 等に 関す る事 項	(1)種 類	[略]	<u>3 炭鉱 労働者 等の雇 用の安 定等に 関する 臨時措 置法第 23条第 1項第 4号の 講習</u>	<u>4 障害 者の雇 用の促 進等に 関する 法律第 5条の 適応訓 練</u>	<u>5 高年 齢者等 の雇用 の安定 等に関 する法 律第15 条第1 項の計 画に準 拠した 同項第 3号に 掲げる 訓練</u>	②公共 職業 訓練 等に 関す る事 項	(1)種類	[略]	<u>3 障害者 の雇用の 促進等に 関する法 律第13条 の適応訓 練</u>	<u>4 高年齢 者等の雇 用の安定 等に関す る法律第 23条第1 項の計画 に準拠し た同項第 3号に掲 げる訓練</u>	<u>5 沖縄振 興特別措 置法第81 条に基づ く職業訓 練</u>
[略]						[略]					
[略]						[略]					
(裏面)						(裏面)					
[略]						[略]					

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2 (第16条関係)
(表面)

公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

支給番号				未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)				
待期満了年月日	年 月 日							
支給期間	初日	年 月 日			末日	年 月 日		
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		
						寄宿日数		
内職 (労働日数、収入額)			円	就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数		
1 受講者氏名				2 証明対象期間	年 月			
3 訓練受講職種								
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。							1	
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日 (日・祝日等) =印							2	
							3	
							4	
							5	
							6	
							7	
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち							8	
ア 疾病又は負傷による場合 ○印							9	
イ ア以外でやむを得ない理由がある場合 △印							10	
ウ やむを得ない理由がない場合 ×印							11	
							12	
							13	
							14	
							15	
							16	
							17	
							18	
							19	
							20	
							21	
							22	
							23	
							24	
							25	
							26	
							27	
							28	
							29	
							30	
							31	
5 特記事項								
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。								
年 月 日								
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印								
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。							ア した	イ しない
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。							ア 得た	イ 得ない
8 寄宿の有無	有 () ・ 無							
上記のとおり申告します。								
また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。								
年 月 日								
						受講者氏名	_____ 印	
						支給番号	()	
宮崎県知事 (氏名) 殿								
※連絡事項								
備								
考								

(日本工業規格A列4)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてアを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄には、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後										
様式第14号（第17条関係） （表面）		様式第14号（第17条関係） （表面）										
[略]		[略]										
支 給 申 請 期 間	[略]	支 給 申 請 期 間	[略]									
[略]		<table border="1"> <tr> <td>内職若しくは手伝いをした日</td> <td>内職又は手伝いをした日</td> <td>収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分</td> </tr> <tr> <td>又は収入のあった日、その額</td> <td>月 月 月</td> <td>収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分</td> </tr> <tr> <td>等を記入してください。</td> <td>日 日 日</td> <td>収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分</td> </tr> </table>		内職若しくは手伝いをした日	内職又は手伝いをした日	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分	又は収入のあった日、その額	月 月 月	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分	等を記入してください。	日 日 日	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分
内職若しくは手伝いをした日	内職又は手伝いをした日	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分										
又は収入のあった日、その額	月 月 月	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分										
等を記入してください。	日 日 日	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分										
[略]		[略]										
（裏面）		（裏面）										
備考		備考										
1～4 [略]		1～4 [略]										
5 [略]		<p>5 ⑬欄には、⑧欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、<u>どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。</u></p> <p>6 ⑬欄の下の申請者氏名については、<u>記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</u></p>										
5 [略]		7 [略]										

様式第15号の2及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号の2 (第22条関係)
(表面)

高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)			
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をされましたか。	ア した	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。	
	イ しない		
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ()	
	イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる		
	イ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他 ()	
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 自己就職 月 日より就職(予定)	(就職先事業所)
	イ 自営	月 日より自営業開始(予定)	
職員の退職手当に関する条例施行規則第22条第1項において準用する第14条第1項の規定により、上記のとおり申告します。 年 月 日 高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 (印)			
宮崎県知事 (氏名)	殿		
※公共職業安定所記載欄	相談証明		取扱者印

(日本工業規格 A 列 4)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄のイの(オ)その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

様式第16号 (第22条関係)
(表面)

特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)			
① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア した	就職又は就労した人は、した月日を記載してください。	
	イ しない		
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他 ()	
	イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他 ()	
	イ 応じられない		
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(1) 公共職業安定所紹介	(就職先事業所)
		(2) 自己就職	
	イ 自営	月 日より自営業開始(予定)	
職員 月 日より就職(予定)			
職員の退職手当に関する条例施行規則第22条第2項において準用する第14条第1項の規定により、上記のとおり申告します。 年 月 日			
宮崎県知事(氏名)		殿	特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 (印)
※公共職業安定所記載欄	相談証明		取扱者印

(日本工業規格A列4)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 5 ③欄のイの（オ）その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>様式第16号の3（第24条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑧ 雇 用期 間</td> <td style="width: 10%;">ア 定めなし</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>イ 定めあり</td> <td style="text-align: center;">↙</td> <td style="text-align: center;">(年 か月)</td> </tr> </table> <p>事業主の証明</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、<u>常用就職支度金</u>又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ア 再就職手当、<u>常用就職支度金</u>又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、<u>常用就職支度金</u>に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給していない。 </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>（裏面）</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。</p> <p>6～9 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>	[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし	→	年 月 日まで			イ 定めあり	↙	(年 か月)	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、 <u>常用就職支度金</u> 又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、 <u>常用就職支度金</u> 又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、 <u>常用就職支度金</u> に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給していない。	<p>様式第16号の3（第24条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑧ 雇 用期 間</td> <td style="width: 10%;">ア 定めなし</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">→</td> <td style="width: 10%;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>イ 定めあり</td> <td style="text-align: center;">↙</td> <td style="text-align: center;">(年 か月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>契約更新条項(ア有イ無)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>1年を超えて雇用する見込み(ア有イ無)</u></td> </tr> </table> <p>事業主の証明</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給していない。 </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>（裏面）</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、<u>契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無</u>について該当するものの記号をそれぞれ○で<u>囲む</u>こと。</p> <p>6～9 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>	[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし	→	年 月 日まで			イ 定めあり	↙	(年 か月)					<u>契約更新条項(ア有イ無)</u>					<u>1年を超えて雇用する見込み(ア有イ無)</u>	⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給していない。
[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし	→	年 月 日まで																															
		イ 定めあり	↙	(年 か月)																															
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、 <u>常用就職支度金</u> 又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、 <u>常用就職支度金</u> 又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、 <u>常用就職支度金</u> に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給していない。																																		
[略]	⑧ 雇 用期 間	ア 定めなし	→	年 月 日まで																															
		イ 定めあり	↙	(年 か月)																															
				<u>契約更新条項(ア有イ無)</u>																															
				<u>1年を超えて雇用する見込み(ア有イ無)</u>																															
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給していない。																																		

様式第16号の3の次に次の1様式を加える。

様式第16号の4 (第24条関係)
(表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

① 氏名		② 受給資格者証番号		
③ 住所		〒		
④ 就職先の 事業所	名 称		事業所 番号	
	所在地	〒 (電話番号)		
⑤ 1週間の所定労働時間	時間 分	⑥ 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円	
⑦ 雇用期間中の賃金支払状況				
(1) 賃金支払対象期間	(2) (1)の基 礎日数	(3) 賃金額		(4) 備考
		Ⓐ	Ⓑ 計	
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
月 日 ~ 月 日				
就職年月日 ~ 月 日				
⑧ 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 (印) (法人のときは名称及び代表者氏名)				
⑨ 職員の退職手当に関する条例施行規則第24条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 (印) 宮崎県知事 (氏名) 殿				
備考				

事
業
主
の
証
明

(日本工業規格 A 列 4)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6か月に至った日の翌日から起算して2か月以内に、知事に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあつては①欄から③欄まで及び⑨欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては④欄から⑧欄までをそれぞれ記載すること。ただし、①欄から③欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
 - ⑨欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア ⑤欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6か月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ ⑥欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - ウ ⑦欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ ⑧欄において、④欄から⑦欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。

知 事 記 載 欄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																	
<p>様式第17号（第24条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業主の証明</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑧ 雇用期間</td> <td style="width: 40%;"> ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月) </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"> ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無 </td> <td style="width: 70%;"> ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>（裏面）</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。</p> <p>4・5 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>	事業主の証明	[略]	⑧ 雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月)			[略]				⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。	[略]		<p>様式第17号（第24条関係）</p> <p>（表面）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業主の証明</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⑧ 雇用期間</td> <td style="width: 40%;"> ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月) </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td style="text-align: center;"> 契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無) </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"> ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 </td> <td style="width: 70%;"> ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>（裏面）</p> <p>注 意 事 項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「イ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、<u>契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。</u></p> <p>4・5 [略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div>	事業主の証明	[略]	⑧ 雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月)			[略]		契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)			[略]				⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	[略]	
事業主の証明	[略]	⑧ 雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月)																															
	[略]																																	
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。																																	
[略]																																		
事業主の証明	[略]	⑧ 雇用期間	ア 定めなし → 年 月 日まで イ 定めあり (年 か月)																															
	[略]		契約更新条項(ア 有 イ 無) 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)																															
	[略]																																	
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。	ア 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無																																	
[略]																																		
<p>様式第25号 削除</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （用紙に関する経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。</p>																																		